

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻東ショッピングプラザ
石巻市松並二丁目10番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
八興漁業株式会社 代表取締役 阿部 達男
石巻市魚町二丁目12番地の1
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 車両の出入口付近及び歩行者と一般車両が交差する場所については，警備員や誘導員を配置し，安全確保に万全を期すこと。
 - (2) 閉店時刻後，駐車場内に来客車両が長時間滞在しないよう駐車場を速やかに閉鎖すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 6 縦覧期間
平成20年4月30日から平成20年5月30日まで（ただし，閉庁日を除く。）